

平成26年度隠岐観光協会情報発信事業

「平成27年度一般観光パンフレット作成、平成27年度団体ツアー観光客・イベント等配布用リーフレットの作成、平成27年度旅行者専用資料作成、平成26年度観光写真整備」に係る企画提案説明書

1 事業趣旨

当該業務は、平成26年度隠岐観光協会情報発信事業において「平成27年度一般観光パンフレット作成、平成27年度団体ツアー観光客・イベント等配布用リーフレットの作成、平成27年度旅行者専用資料作成、平成26年度観光写真整備」（以下：本業務とする）により、情報発信を目的とした事業を実施するものです。

については、当該業務を委託すべき事業者を選定するため、企画提案を募集します。

2 委託業務の内容

(1) 業務名	平成26年度隠岐観光協会情報発信事業
(2) 委託期間	契約締結日から平成27年3月31日、平成27年4月1日から平成28年3月31日、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
(3) 業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・一般観光パンフレット「隠岐楽」の作成並びにデジタルパンフ作成・団体ツアー観光客・イベント等配布用リーフレットの作成・旅行者専用資料「隠岐學」の作成並びにデジタルパンフ作成・観光写真整備

3 応募資格

- ・隠岐島内に本社又は営業所を有する者。

4 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加表明を申込み頂き、企画提案書の提出を要請する。

(1) 募集期間	平成26年7月17日（木）～平成26年7月31日（木） ※ 企画提案募集説明書は、隠岐観光協会のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 企画提案の参加の事前申し込み	企画提案に参加する者は、平成26年7月23日（水）17:00までに下記連絡先に電話又はFAX又はe-mailすること。 連絡先：隠岐観光協会事務局 TEL:08512-2-1577 e-mail:okikan@e-okinet
(3) 質問の受付期間	平成26年7月24日（木）正午まで
(4) 企画提案書提出期限	平成26年7月31日（木）17:00まで
(5) 委託予定事業者の決定	平成26年8月下旬

○提出先及び問い合わせ先

隠岐観光協会事務局 担当：角橋・春木
 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口2-4 隠岐支庁3階
 Tel：08512-2-1577 Fax：08512-2-1406 e-mail:okikan@e-okin.net

5 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・計10部提出すること。 ・平成26年7月31日(木)午後5時までに持参または郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限り、必着とする。
(2) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書を1部提出すること。
(3) 企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。 ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。 ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。 ④ 虚偽の内容が記載されているもの。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ・企画提案の採否は、文書で通知する。 ・採用した提案は、隠岐観光協会により内容の一部を変更することがある。 ・本説明書に基づき提出された書類は返還しない。

6 審査方法等

(1) 審査方法	審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。
(2) 審査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等のデザイン案が優れているか ・キャッチフレーズが優れているか ・最大限の費用対効果が期待できるか
(3) 応募者への採否通知	平成26年8月下旬に、提案者全員に通知する。

7 契約内容等

(1) 委託期間	契約締結日から平成27年3月31日、平成27年4月1日から平成28年3月31日、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
(2) 契約方法	受託予定事業者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託契約を締結する。契約締結に当たっては平成26年度、平成27年度、平成28年度の単年度ごとに契約する。
(3) 委託料の支払	原則として契約年度ごとに清算払いとする。但し、平成26年度、平成27年度においては契約に基づき、必要に応じて部分払いをすることができる。
(4) 一括下請及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(5) 著作権等	本業務により生じた著作権その他の権利は、隠岐観光協会及び受託者双方に帰属するものとする。

(6) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）を遵守すること。
-------------	---

隠岐観光協会情報発信事業
一般観光パンフレット作製等情報発信業務委託仕様書

1 委託業務名

隠岐観光協会情報発信事業

2 業務の概要

(1) 業務期間

契約締結日～平成 27 年 3 月 31 日、平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

(2) 事業内容

事業内容は、i)一般観光パンフレット及びデジタルパンフレットの作製、ii)団体ツアー観光客・イベント等配布用リーフレットの作製、iii)旅行者専用資料「隠岐學」の作製及びデジタルパンフレットの作製、iv)観光写真整備です。

採択された企画内容により実施しますが、パンフレット作成委員会が提案者と協議し企画内容を変更する場合があります。

i) 一般観光パンフレット「隠岐楽」の作成並びにデジタルパンフ作成

※一般観光客向け隠岐観光の総合パンフレットの位置付けという観点で作成のこと。

発行部数：60,000 部以上

ページ数：32P 以上（表裏表紙含む。）

紙 質：マット 44.5k 以上

納品日：平成 27 年 1 月 14 日(水)

ii) 団体ツアー観光客・イベント等配布用リーフレットの作成

※団体ツアー観光客向け、イベント時に配布する観点で作成のこと。

発行部数：70,000 部以上

紙 質：マット 76.5k 以上

納品日：平成 27 年 1 月 14 日(水)

iii) 旅行者専用資料「隠岐學」の作成並びにデジタルパンフ作成

※モデルコース、島内業者料金表を記載し、旅行者等の旅行商品造成につなげる
観点で作成のこと。

発行部数：3,000 部以上

ページ数：24P 以上（表裏表紙含む。A4 サイズ）

紙 質：表紙 マット 70.5k 以上

中身 マット 44.5k 以上

納品日：平成 26 年 10 月 31 日(金)

iv) 観光写真整備

※観光写真の拡充を行ないデータベース化し、旅行会社やマスコミ等に貸出を行う。

また、観光パンフレット、WEBサイトに活用する観点で作成のこと。

写真枚数・撮影ポイントについては、協議の上決定。

上記 i) から iv) の業務を一括で委託するものとする。

※なお、上記パンフレットで使用した画像データは、契約期間終了後も隠岐観光協会に帰属することとし、隠岐観光協会の管理の下、旅行業者、マスコミ等への画像提供を行なう。

4 企画提案に係る提出書類

(1) 業務処理体制

当該業務の処理に係る人すべてを記載してください。

(2) 提案内容

i) 一般観光パンフレット「隠岐楽」のデザイン案、作製部数

①デザイン案とともにコンセプト等についての説明を記入してください。

②パンフレットの作製部数を記入してください

ii) 団体ツアー観光客・イベント等配布用リーフレット

①デザイン案とともにコンセプト等についての説明を記入してください。

②パンフレットの作製部数を記入してください

iii) 旅行業者専用資料「隠岐學」の作成並びにデジタルパンフ作成

①デザイン案とともにコンセプト等についての説明を記入してください。

②パンフレットの作製部数を記入してください

(3) 業務委託に要する見積価格

見積書には、平成 26 年度、平成 27 年度と平成 28 年度ごとに、一般観光パンフレット作製費、団体ツアー観光客・イベント等配布用リーフレット作製費、旅行業者専用資料作製費、観光写真備費（平成 26 年度のみ）が明確に分かるようそれぞれの経費を記載し、両年度の合計金額を明示して下さい。また、消費税の額も明示して下さい。

5 その他

・企画提案に関して提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。